

平成 25 年 3 月 29 日（金）

ゆとりとみどり振興局企画部人事・勤務条件担当課長代理以下、市職ゆとりとみどり振興局支部書記長との予備交渉

（支部）

- ・来年度から機構改革によって大幅に業務執行体制が変わり、勤務場所についても変更になることから、組合員のこれらに対する不安は大きいものがある。
- ・この間申し入れてきているが、来年度の業務執行体制について、勤務労働条件の変更はないとする所属の考え方について同意するものではないが、まず内容について説明されたい。

（局）

- ・平成 25 年度の業務執行体制のうち、係長級以上のポストにつきましては別紙のとおりとなっています。
- ・早期退職の増加によって、建設局公園緑化部公園管理課の担当係長と経済戦略局文化部文化課の担当係長については、各 1 人が欠員となっています。
- ・いずれにいたしましても、所属の主体的な判断によって確立をした業務執行体制であり、勤務労働条件の変更についてもないことから、団体交渉については必要ないものと認識しております。

（支部）

- ・支部としては、機構改革によってこれまでの仕事の流れがそれぞれの局のやり方によって、課単位では業務量が増すと認識している。
- ・さきほど説明があった公園管理課についても同様であり、そういった中で係長を欠員にするという所属の説明はまったく理解しがたい。
- ・公園管理課については、調達業務の増だけでなく、大公園への指定管理者制度の導入事務や区 CM 関連として公園ごとに管理のあり方を見直すといった、施策上の理由による業務増もあり体制については極めて不十分である。
- ・改めて確認するが、4 月中旬に実施される係員の異動も含め、2013 年度の業務執行体制については勤務労働条件の変更はなく、適正な勤務労働条件が確保されるものとして説明があったと理解するがよいか。

（局）

- ・繰り返しになりますが、所属の主体的な判断によって確立をした業務執行体制であり、勤務労働条件の変更はございません。
- ・ご指摘のありました公園管理課につきましても、所属として責任を持って業務執行体制

を確立したものであり、業務の見直しや分担の変更により、適正な勤務労働条件を確保できるものと理解しております。

(支部)

- 支部としては、望むものではないが、結果責任を所属に追及することで今回の業務執行体制が適正であったのか否かを、交渉によって今後明らかにしていくことを表明しておく。
- 交渉については終えることとするが、本日所属が説明した内容については、建設局、経済戦略局の担当に引き継ぐとともに、特に 36 協定にかかる交渉経過については再発防止についてもあわせて引継ぎを行うことを求めておく。